亀岡市学校規模適正化検討会議規則

(目的)

第1条 亀岡市立の小学校及び中学校(以下「学校」という。)に おける児童数及び生徒数の現状を踏まえ、学校教育活動充実を図 り、適正な学校の規模のあり方を検討するため、亀岡市学校規模 適正化検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、亀岡市学校規模の適正化に関する基本方針策 定に向けた各種観点からの提言を行う。

(委員)

第3条 検討会議は、委員20人以内をもって組織し、学識経験者、 関係団体の代表者、その他住民のうちから、教育長が委嘱又は任 命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内で教育長が定める期間とする。 (会長及び副会長)

- 第5条 検討会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、検討会議を総理し、検討会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 検討会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くこと ができない。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、検討会議に委員以外 の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、教育部教育総務課において行う。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第3条の規定による委員の委嘱又は任命後最初に開かれる検討 会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。